

# 令和5年度 社会福祉法人祥健会 事業計画

昨年度来、我々は、新型コロナウイルス感染症の拡大、国際秩序を揺るがすロシアの軍事侵攻、それらに起因する物価上昇、さらに、災害の頻発化・激甚化などの国内外の難局に直面していると言ってよい状況が継続している。また、2040年問題として、若年労働力が不足することが予測されているが、さらに人口減少が進めば、福祉ニーズさえも縮小し、生活に不可欠なセーフティネットや行政機能を維持することも困難となり、ついには消滅してしまう市町村が生じることも危惧されている。そのような中、次期介護保険制度では、生産労働人口の減少と高齢者人口の増加に伴い、社会保障費の抑制が行われる可能性があり、それに伴い介護報酬の減額の検討がささやかれ、介護現場でのICTテクノロジー等の活用・普及により、介護現場での生産性の向上が迫られるようになり、LIFEのデータ等を活用した科学的介護の実践を迫る事項等が織り込まれるとの情報がある。また、業界の流れとして、行政主導により、社会福祉連携推進法人の普及を迫る動きもあり、目を離せない時期に来ていると思われる。

昨年度は、空調設備の更新と言う大規模な事業を行い、留保資金の減少をさせざるを得なかった。また、秋口に新型コロナウイルス感染症が、施設内に侵入したことにより、その対応に想定外の経費を要し、また、それにより入所者の退所が相次ぎ、その後の補充が遅れ空床の継続により経営的に苦しくなっている。今年度は、それにどう対処するのか、を問われる年度となる。

その為には、感染症予防対策を充分に行いながら、経営の安定化に努めなければならない。具体的には、経営基盤の強化を図るために、職員の確保と育成を行い、離職率を低下させ、各事業、更なる稼働率・利用率の向上とその維持、経費の削減を実施して、収支状況を改善して行かなければ、今後の事業継続へ影を落とす可能性が多くある、と危機感を持って対応して行く必要がある。

さらに、今年度は、介護保険制度8期目の最後の年度に当たり、この8期目の制度変更により、義務付けられた、下記の事項について仕上げをしなければならない年度となる。

- 1) 感染症対策の強化……指針の整備や訓練の実施など
- 2) 業務継続に向けた取組の強化……災害・感染症に対するBCP作成、訓練の実施等
- 3) 認知症介護基礎研修の受講
- 4) ハラスメント対策の強化……指針等の作成
- 5) リスクマネジメントの強化……虐待防止等の体制づくり

これらの課題をしっかりと実施し、次年度以降の経営に活用して行かなければならない。

そして、法人としては、開設30年が経過し、施設及び設備の老朽化が目立ち、補修や修繕、更新等の必要性が更に高まっている。また、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見ながら、外国人技能実習生の受入を本格的に検討して行く必要もある。

上記のような経営環境の中で、下記の基本方針に基づき、下記の主要事項を遂行します。

## 1. 基本方針

- (1) 地域に密着し、地域住民から親しまれ、頼りとされる施設となることにより、地域住民をはじめとする利用者及びその家族から選ばれるサービス提供事業施設となるよう努力する。
- (2) 個々のニーズに対応できるサービス環境を整えて、多機能で効率的な施設経営を行う。
- (3) 「やさしい手にあたためた心添えて」をモットーに、職員全員、入所及び利用者一人一人の人権とニーズと意思を尊重し、可能性の実現と生活の質の向上に努める。
- (4) 入所者や利用者の家族等への情報提供や、相談への対応等を通して、二次元的サービスの提供にも努める。
- (5) 経営基盤を固め、サービス提供の継続に努める。

## 2. 重点事項

令和5年度は、各事業の経営の健全化を図るため、下記のことを実施して行く。

- (1) 利用者の安全を守り、安心を確保する。

①介護事故を無くする。

- |           |           |
|-----------|-----------|
| i. 骨折事故   | 目標： 2件以下  |
| ii. 誤嚥事故  | 目標： なし    |
| iii. 表皮剥離 | 目標： 40件以下 |

- iv. 転倒・転落事故 目標：30件以下
- iii. 委員会の開催 1回/月以上
- iv. 研修会の開催 2回/年以上

②感染症の防止に努める。

- i. 新型コロナウイルス感染 目標：なし
- ii. インフルエンザ感染 目標：なし
- iii. ノロウイルス感染 目標：なし
- iv. その他の感染症 目標：5名以下
- iii. 委員会の開催 1回/月以上
- iv. 研修会の開催 4回/年以上（座学：2回/年以上 訓練、シミュレーション：2回/年以上）

③身体拘束はしない。 目標：点滴中に限り、延べ10時間以下/年、延べ2人以下/年

- i. 委員会の開催 1回/月以上
- ii. 定期的研修会の実施 2回/年以上

④高齢者虐待があってはならない。

- i. 委員会の開催 1回/月以上
- ii. 研修会の開催 2回/年以上

⑤褥瘡防止に努める。 目標：全入所者の褥瘡形成日数延べ50日以下/年、延べ2人以下/年

- i. 委員会の開催 1回/月以上
- ii. 研修会の開催 1回/年以上

⑥機能訓練の充実を図る。

- i. 委員会の開催 1回/月以上

⑦経管栄養の取扱と痰吸引等の安全性の確保に努める。

- i. 委員会の開催 1回/月以上

⑧無断外出をさせない。 目標：なし

⑨送迎時の交通事故を起こさない。 目標：なし

⑩服薬のトラブルを起こさない。 目標：なし

(2) 利用率と稼働率の維持・向上に努め、収支状況を改善する。

- ・特別養護老人ホームは、年間の稼働率97%以上とする。
- ・短期入所生活介護事業は、年間の利用率60%以上とする。
- ・通所介護事業は、利用者を平均13人/日以上、年間4,000人以上とする。
- ・介護予防総合通所型事業は、利用者数を平均280人/月以上とする。
- ・居宅介護支援事業の年間の平均の登録者数を105人以上とする。
- ・グループホーム事業は、年間の稼働率99.0%とする。
- ・小規模多機能ホーム事業は、登録者数を月平均20人以上とする。
- ・特別養護老人ホーム厨房は、給食会議を月1回開催し、安心、安全な食事の提供をすることを目標とする。

(3) 介護の質を充実させ、加算の算定に努める。

【特別養護老人ホーム】

- ・計画的に機能訓練を行い、個別機能訓練加算を算定する。
- ・常勤の看護師を1名以上配置し、看護体制加算Ⅰを算定する。
- ・看護体制加算Ⅰを満たし、基準を上回る看護職員の配置と24時間連絡可能な体制をとり、看護体制加算Ⅱを算定する。
- ・夜間帯に基準以上の介護職員を配置し、夜間、喀痰吸引ができる介護職員の配置を行い、夜勤職員配置加算を算定する。
- ・新規入所者の算定月以前6ヶ月及び12ヶ月介護度4及び5の割合70%以上かつ介護福祉士の占める割合が介護職員総数の60%以上の確保を行い、日常生活継続支援加算を算定する。
- ・日常生活継続支援加算の算定及び介護職員の資格取得や資質向上等への取り組みを行い、処遇改善加算を算定する。
- ・処遇改善加算を算定し、処遇改善加算の職場要件等の取り組みを行い、特定処遇改善加算を算定する。
- ・処遇改善加算を算定し、加算額の3分の2をベースアップ等に充てる取り組みをし、ベースアップ等支援加算を算定する。

【ショートステイ】

- ・機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等の配置を行い、機能訓練体制加算を算定する。
- ・介護職員の総数の60%以上の介護福祉士を確保し、サービス提供体制強化加算を算定する。

(4) 職員確保に努める。 離職率5%以下とする。

- ①新卒者の確保に努める。
- ②中途採用者の確保をする。
- ③外国人技能実習生の受入を検討する。

(5) 老朽設備の更新を実施する。

- ①コンピューターシステムの更新（ファイナンシャルリースでの対応）
- ②ボイラーの大型部品の交換

3. 努力事項

介護の質を高めるために、以下の事項に取り組みます。

- (1) 介護技術の向上に努める
- (2) 介護の生産性を高める取り組みをする。
- (3) 苦情・相談への対応を適切に行う。
- (4) 老朽設備・備品等の更新・修繕及び保全を実施する。
- (5) 施設建物周辺の環境整備を行う。

以上